

○奈良県警察雑踏警備実施要綱の制定について（平成15年 1 月21日 例規第 3 号）

〔沿革〕 平成20年 3 月 例規第25号、22年 7 月 第16号改正

このたび、別記のとおり奈良県警察雑踏警備実施要綱を制定し、平成15年 1 月21日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、雑踏警備態勢の整備強化について（昭和31年12月 例規備ら第1772号）、施設使用公演等に伴う雑踏事故の防止に関する要綱の制定について（昭和62年10月 例規第38号）及び雑踏警備実施記録簿と月報様式について（昭和36年 6 月 例規備ら第295号）は、廃止する。

別記

奈良県警察雑踏警備実施要綱

第 1 目的

この要綱は、雑踏事故（祭礼、花火大会、競技会その他の行事又は催し物（以下単に「行事」という。））の開催により、特定の場所に不特定多数の人が参集することにより起因する人身事故、物件破壊事故、混乱及び紛争をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速、的確な警察活動を総合的に推進することにより、個人の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持することを目的とする。

第 2 留意事項

雑踏警備の対象となる群衆は、不特定多数の群衆であって、特別な指揮者や統制もなく、ささいな原因によって群集心理の赴くままに行動し、收拾できない事態に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることから、雑踏警備の実施に当たっては、次の事項に留意して雑踏事故の未然防止に努めるものとする。

- 1 行事の主催者、施設管理者その他の主催者側関係者（以下「主催者等」という。）との緊密な協力体制の構築
- 2 主催者等に対する事前指導と綿密な実地調査の実施
- 3 周到な警備実施計画の策定と必要な事故防止対策の推進
- 4 迅速かつ的確な群衆の整理
- 5 積極的な広報活動の推進

第 3 警察署長等の任務

1 警察署長

警察署長（以下「署長」という。）は、主催者等に対する指導内容及び実地調査の結果を把握の上、警備要点を見極め、実施計画に反映させるとともに、当日は、

警備本部において、組織的に情報を集約し、一元的な指揮を執り、部隊を的確に運用することにより、雑踏事故の未然防止に当たるものとする。

2 雑踏警備実施指導官

(1) 警察本部に雑踏警備実施指導官（以下「指導官」という。）を置き、生活安全部地域課地域指導室長をもって充てる。

(2) 指導官は、次の任務を行うものとする。

ア 雑踏事故防止に関する平素の措置

（ア）過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

（イ）分析結果を踏まえた警察署に対する指導

（ウ）自治体等関係機関との連絡調整（分析結果の提供、指導等）

（エ）警備業主管課との連絡調整

イ 雑踏警備実施に関する警察署への指導

（ア）実施計画の策定

（イ）部隊員の配置及び運用

（ウ）主催者等への事前指導等に関する指導

ウ 雑踏警備実施主任者及び雑踏警備に従事する警察官に対する指導教養

3 雑踏警備実施主任者

(1) 警察署に雑踏警備実施主任者（以下「主任者」という。）を置き、地域官又は地域課長をもって充てる。

(2) 主任者は、次の任務を行うものとする。

ア 雑踏事故防止に関する平素の措置

（ア）過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

（イ）行事が行われることが予想される施設の管理者等との連携（平素の指導、開催予定の行事に関する指導等）

イ 実施計画の企画、立案等

ウ 実地調査の実施

エ 主催者等への事前指導に関する窓口的業務

オ 雑踏警備に従事する警察官に対する指導教養

第4 行事内容の確認

署長は、雑踏事故の発生するおそれのある行事を認知した場合は、速やかに主催者等に対し次の事項を確認するとともに、行事の概要を生活安全部地域課長（以下「本部地域課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

- 1 行事の日時、場所、目的、内容及び開催計画（以下「行事計画」という。）
- 2 行事の開催責任者及び現場責任者等
- 3 主催者等の警備対策及び自主警備体制
- 4 行事の共催・協力団体の有無並びに当該団体の名称及び責任者
- 5 予測来集者数及び性別、年齢、ファン層等の構成
- 6 行事の開催場所の詳細及び出席する著名人
- 7 気象条件が及ぼす行事への影響と主催者等の対応方針
- 8 主催者等と警察との連絡体制
- 9 主催者等に対し、事前の指導を行った場合は当該指導事項
- 10 その他警備実施上必要と認める事項

第5 事前の措置

1 主催者等に対する事前指導

主催者等に対しては、次の事項について、その理解が得られるよう必要な指導に努めるものとする。

- (1) 行事開催場所の安全許容人数を把握の上、う回路、避難場所及び立入り・停滞等の禁止区域の設定並びに自主警備員（主催者等において行事の警備に従事する者をいう。以下同じ。）の配置、広報手段等について、雑踏事故を防止し得る自主警備計画を作成すること。
- (2) 参集者の動線の安全を確立するとともに、参集者が過密となった場合は、開催場所への入場の制限、う回路への誘導及び分断規制による警備体制を確立できるよう具体的な任務付与を行うとともに、十分な自主警備員の配置を行うこと。
- (3) 施設等の整備状況を事前に調査し、参集者の動向及び群衆密度を的確に把握した上、拡声器、案内看板、ロープ等の資機材を活用した事故防止の措置を講じること。
- (4) 行事開催場所のみならず、周辺の公道、駅等についても雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、自主警備員を配置し、事故の未然防止に努めること。
- (5) 事故等の不測の事態に備え、現場に救護所等を設置するなど救急体制を確立するとともに、現場の状況に精通した責任者をあらかじめ指定し、警察その他関係者との連絡体制を構築しておくこと。
- (6) 当日は、警備員の配置状況並びに誘導及び規制に必要な資機材の活用状況について、計画どおり実施されているかを確認すること。
- (7) 警察の指導事項を確実に遵守するとともに、協議によって決定した事項をみだりに変更しないこと。

2 実地調査

(1) 実地調査の基本

署長は、雑踏警備実施を円滑かつ適正に推進するため、事前に行事の開催場所、施設その他周辺の地形・地物の把握に努め、予測し得る雑踏現象を検討し、警備計画の策定に資するものとする。

(2) 調査上の留意事項

ア 雑踏警備は、年ごとに条件や事情に変化が生じていることを前提として、その都度、実地調査を実施すること。

イ 実地調査に当たっては、次の事項を中心に綿密な調査を行い、事件・事故等の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めること。

(ア) 現場及び付近の地形・地物、現場周辺の交通機関、交通量、道路の幅員及び照明度並びに気象状況

(イ) 建物又は施設の構造及び周辺の状況、特に収容能力、非常口、退避路及び避難場所

(ウ) 警備本部の設置及び部隊の配置に適切な地点

ウ 実地調査は、主催者等と合同で行うように努め、主催者等の安全措置及び警備措置を点検し、主催者等に対して不備な点を是正するよう指導すること。

3 主催者等に対する継続指導

署長は、実地調査の結果を踏まえ、事故防止の見地から主催者等の行事計画及び自主警備計画を総合的に検討し、行事計画に無理があったり、十分な対策がなされていないときは、主催者等に雑踏を生じさせる原因者として必要な事故防止対策を講じる責務があることを理解させるとともに、雑踏事故を未然に防止するための必要な協議及び指導を継続して行うものとする。

4 関係機関、団体との打合せ

署長は、必要に応じて次に掲げる関係機関、団体と十分な打合せを行い、協力体制を構築するものとする。

(1) 消防等の行政機関、団体

(2) 自治会、青年団等の各種地域団体

(3) 電車、バス、タクシー等の交通機関

(4) 病院、診療所等の医療救護機関

(5) 報道機関その他必要と判断される関係機関、団体

第6 警備実施計画の策定

1 警備実施計画

行事の内容、性格、規模等を勘案して、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、警備実施計画を策定するものとする。

(1) 計画策定の基本

警備計画は、実施調査の結果等を踏まえ、行事の内容、人出予測、地形・地物、交通の状況、主催者等の警備体制、予想突発事案等を総合的に検討するとともに、過去の教訓等を十分活用し、実情に即した合理的かつ弾力的なものとする。

(2) 計画策定上の留意事項

ア 警備計画は従来の計画を踏襲することなく、情勢の変化に応じて新しい観点から検討を加え、早期に策定すること。

イ 署長は、雑踏警備実施の規模等に応じて、当該現場の責任者にふさわしい者を現場指揮官として警部補以上の階級にある者の中から指名し、効率的な運用に努めること。

ウ 警備要員の配置は、危険又は混雑が予測される警備要点へ重点的に配置し、必要に応じて第2線、第3線の配置を行うこと。

エ 予備隊を確保し、不測の事態に即応できるようにしておくこと。

オ 警備要点における群衆整理、交通規制その他の警備措置要領を明らかにしておくこと。

カ 群衆の整理に当たっては、行事開催の初期段階から秩序ある行動に導くよう計画すること。

キ 交通規制の範囲は、一般車両の通行に極力支障を及ぼさないように配慮するとともに、う回路を確保すること。

ク 雑踏事故発生時の応急措置要領及び負傷者の救護要領を具体的に明らかにしておくこと。

ケ 現場における報告、連絡要領を明らかにしておくこと。

コ 必要な装備資機材を確保し、現場の状況に応じた配備を行うこと。

2 警備本部の設置

本部長は、雑踏警備の万全を期するため、次のいずれかに該当する場合は、警察本部に警備本部を設置し、その措置について指揮を行うものとする。

- (1) 行事の内容から大規模な警備が必要な場合
- (2) 警備が二以上の警察署の管内に及ぶなど、広範囲にわたる場合
- (3) その他本部長が必要と認める場合

3 応援要請

署長は、雑踏警備の実施に当たり、他所属からの応援が必要であると判断したと

きは、事前に本部地域課長を経由して本部長に応援が必要な期間及び人員等について報告するものとする。

4 装備資機材等の点検整備

署長は、雑踏警備の実施に当たり、事前に必要な車両、装備及び通信資機材の点検整備を行うとともに必要に応じ、他所属からの借受け措置を講じておくものとする。

5 服装、携行品

警備要員の服装及び携行品は、「警備部隊の服装及び携行品基準の制定について」（昭和60年3月例規第6号）に規定する雑踏1号又は雑踏2号とする。ただし、署長が別に服装を指定した場合は、この限りでない。

6 指導教養

署長は、警備要員に対し、具体的な任務及び現場措置要領を指示するとともに、あらゆる事態に柔軟に対応できるよう、事前に十分な指導教養を実施するものとする。

7 現場指揮官の任務

(1) 基本事項

現場指揮官は、担当区域内の重点地点に位置して全般的な状況の把握に努め、常に総合的な判断の下に警備部隊（以下「部隊」という。）を効率的に運用しなければならない。

(2) 任務遂行上の留意事項

ア 部隊の出動に当たっては、あらかじめ部隊員に対して、行事の概要、現場の状況、部隊の任務及び現場措置要領の周知徹底を図るとともに、人員、服装、装備資機材等の点検を実施し、異常の有無を確認すること。

イ 部隊員は、来集者のたまりやすい場所、交通の混雑する地点、その他危険が予測される場所に重点的に配備すること。

ウ 部隊の配置転換を必要とする場合は、その経路や輸送方法等をあらかじめ指示しておくこと。

エ 部隊員を効果的に運用して現場における情報収集及び不審者等の動向把握に努め、各種犯罪の予防検挙に当たること。

オ 記録員を指定して部隊の活動状況を記録させるとともに、現場の状況を随時、署長に報告すること。

8 警備要員の心構え

警備要員は、次の事項に留意して警備実施に当たらなければならない。

- (1) 行事の概要、現場の状況、警備措置要領等について、十分な知識を持って臨むこと。
- (2) 現場の状況をよく見極め、いやしくも危険な状態を傍観することがないように積極的に行動すること。
- (3) 泥酔者等の挑発行為に感化され、言動が粗暴になることがないようにすること。
- (4) 市民応接は親切丁寧に行うこと。
- (5) 現場指揮官への報告、連絡を確実に行うこと。

第7 雑踏警備実施要領

1 事前広報

(1) 事前広報の実施

署長は、行事の規模、内容、人出予測等から判断して必要がある場合は、新聞、ラジオその他の広報媒体を活用した事前広報を実施し、来集者及び地域住民の協力の確保に努めるものとする。

(2) 事前広報の内容

事前の広報に当たっては、おおむね次の事項を明らかにするものとする。

ア 交通規制の日時、場所及び内容

イ 交通機関の利用方法と駐車場の位置

ウ その他事故防止上、一般に協力を要請する必要がある事項

2 現場措置

(1) 予防措置

現場においては、おおむね次の事項に留意して、事故の未然防止に努めるものとする。

ア 著しく混雑する場所及び道路、石段などの転倒しやすい場所については、配置員の増強、広報活動及び危険箇所の標示又は補修等の適切な措置を講じること。

イ 橋梁、下水、河川及びがけなどの人の転落しやすい場所では、アのほか、柵及びロープによる危険防止の措置を講じること。

ウ 施設等の破損若しくは倒壊の危険が予測されるときは、関係者に必要な補強を行わせ、又は立入禁止の措置を講じること。

エ 観衆の入退場に伴う混乱を防止するため、主催者等と協力して入場者を整列させ、又は整然と入場できるよう必要な措置を講じること。

オ 行事の開催場所その他周辺に放置物件、危険物などがある場合は、関係者に連絡して撤去措置を講じること。

(2) 群衆整理

ア 群衆整理の基本

群衆整理は、いったん群衆に混乱が生じた後では、これを鎮圧することが極めて困難である。したがって、混乱が予測されるときは、事前に集団を分断し、整列させ、又は誘導するなどの警備措置を積極的に講じ、事件事故の未然防止に努めるものとする。

イ 群衆整理の要領

- (ア) 整理に当たっては、必要以上に群衆の行動に制限を加え、あるいはみだりに群衆を刺激することのないようにすること。
- (イ) 必要により群衆の行動に制限を加える場合は、その目的及び理由を説明するなど、広報活動と併せて実施し、群衆の理解と協力を得てこれを行うこと。
- (ウ) 慎重を期すあまり、事態を悪化させることがないように常に状況の変化に即応し、かつ、機先を制した整理を実施すること。
- (エ) 群衆がたむろして事故が発生するおそれがある場合は、群衆を停止させないよう一方通行又は歩行促進等の措置をとり、危険状態の解消に努めること。
- (オ) 混乱防止のため一時交通を遮断する場合は、後方に第2又は第3の遮断線を設けて群衆の圧力の緩和を図ること。

3 雑踏事故発生時の措置

(1) 基本措置

雑踏事故が発生した場合は、事故現場に警備力を集中して、直ちに負傷者の救護に当たるとともに、被害の拡大防止のため、一時的な交通規制や行事の中止要請等の必要な措置を講じ、事態の収拾に努めるものとする。

(2) 負傷者の救護

応急救護を必要とする負傷者が出た場合は、救護措置と併せて危険な地域にいる群衆を安全な地域に避難誘導し、かつ、救急車の進入路を確保すること。

(3) 交通規制

交通規制は、状況により車両の通行制限の措置を行い、混雑の激しい地点では群衆の流れを一時的に阻止し、又はう回させるなどの措置を講じるとともに緊急車両の通路を確保しておくこと。

(4) 広報活動

参集者が騒いで混乱を増長させ、又は事態を拡大させることがないように、主催者等と連携して速やかに避難口、避難経路及び避難場所等の広報を行い、参集者の不安を解消するとともに事故の概要を周知し、被害の拡大防止への協力を求め

ること。

また、警備部隊にも事故発生状況をよく認識させ、各部隊員が適正な避難誘導広報を行えるよう配慮すること。

(5) 即報

ア 署長は、多数の死傷者を伴うもの又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、社会的反響が大きいと予想される雑踏事故が発生した場合は、「突発重大事案発生時における初動措置要領の制定について」（平成9年6月例規第27号）に規定する所要の措置を講じること。

イ アのほか、雑踏に伴う重要特異な事故又は紛争事案が発生したときは、「奈良県警察処務規程」（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）の規定に基づき、本部地域課長を通じ本部長へ即報するものとする。

第8 報告等

署長は、次の書類をそれぞれに定める期日までに本部地域課長を経由して本部長に報告しなければならない。

1 雑踏警備実施計画書

雑踏警備実施計画の策定に当たっては、指導官と必要な協議を行い、雑踏警備実施計画書をもって、行事開催日の2週間前までに報告するものとする。

2 雑踏警備実施結果報告書

雑踏警備実施結果報告書（別記様式第1）は、雑踏警備実施日ごとに作成し、原則として行事終了日（行事が複数日に及ぶ場合は、行事期間最終日）の翌日までに報告するものとする。この場合において、記号欄には、次に該当する記号を記入するとともに、備考欄には特異事項、措置結果、雑踏警備実施後の教訓、注意事項及び改善を要する点を記載して次の計画に備えるものとする。

A 祭礼、花火大会等施設外における行事

B 興行場などの施設内における行事（出入口付近を含む。）

C 野球場での行事

D 競技場での行事

E 競輪場での行事

3 雑踏警備実施結果集計報告

雑踏警備実施結果集計報告（別記様式第2）は、雑踏警備実施結果報告書に基づき、雑踏警備実施の結果を暦年で取りまとめ、翌年の1月15日までに報告するものとする。なお、12月31日から1月1日にまたがる雑踏警備については、翌年の集計報告に入れるものとする。

(別記様式省略)